

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人健寿会 介護老人福祉施設川口ほほえみの里	埼玉県川口市大字西新井宿 九百八十番地